

請願第13号

請 願 書

令和6(2024)年9月10日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市小原田二丁目23-15

日本国民救援会郡山支部

支 部 長 塚 原 寿

紹介議員 遠 藤 隆

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の提出を求め
る請願

〔請願趣旨〕

ひとたび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度の建て付けは、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際にそれを受けておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっています。多くの再審事件で一段階目の請求手続きのほうで、検察は頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実態的真実のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

つきましては、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

- 1 再審請求の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 2 再審決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらにおこなわれることのないよう制限を加えること。
- 3 再審における手続きの整備をすること。

請願第14号

請 願 書

令和 6 (2024) 年 9 月10日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市山根町 4 - 6

オーガニック給食無償化を実現する会

代 表 春 木 正 美

紹介議員 古 山 唯

吉 田 公 男

箭 内 好 彦

岡 田 哲 夫

オーガニック給食の実現に向けて、郡山市として検討を進めることを
求める請願

〔請願趣旨〕

「学校給食イコール食育」という言葉があります。食育の環境を促進し、子どもの心身の成長に最も適した学校給食は、オーガニック給食です。

化学肥料、農薬を使わない有機農産物は、食品の安全性が極めて高いことはいまでもありません。そして「顔の見える食材」は、食について考える機会を子どもたちに与えるでしょう。

学校給食に地場の有機農産物を使うことで、地域農家の計画的な生産が見込め、収入が安定し、有機農業が盛んになります。

また、有機農産物は、化学肥料・農薬を使わないので、土壌、河川、大気などを汚染することなく、生物多様性をもたらし、環境保全につながります。

オーガニック給食は世界の流れとなっており、韓国、フランス、イタリアなどで実施されています。日本でも、いすみ市、武蔵野市の有機米100%使用、有機野菜の導入など、全国140か所で有機農産物の活用が進んでいます。

福島県では、喜多方市熱塩加納地区（旧熱塩加納村）で特別栽培（無・低農薬）米（ひめさゆり米）、無添加のこだわりの調味料を使っており、それが全市に広ま

りました。有機野菜も積極的に使用されています。二本松市でも有機農産物を給食に使ってほしいとの要望書がだされるなど、オーガニック給食への動きが進んでいます。

給食を通じて「食の本質」を問い直す時がきているのではないのでしょうか。

つきましては、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

オーガニック給食の実現に向けて、郡山市として検討を進めること。